

平和  
とは？

～戦後

72年間と

これからの中日本～

恵庭市立恵明中学校

3-5 中島 北斗

# もくじ

## はじめに

1 ページ

## 1. 宪法と平和

2~10 ページ

1-1 日本国憲法とは？

3 ページ

1-2 憲法の構成

4・5 ページ

1-3 憲法前文

6・7 ページ

1-4 憲法9条

8・9 ページ

1-5 1. 憲法と平和のまとめ

10 ページ

## 2. 国際関係と平和

11~18 ページ

2-1 日米安全保障条約

12・13 ページ

2-2 サンフランシスコ平和条約

14・15 ページ

2-3 領土問題

16・17 ページ

2-4 2. 国際関係と平和のまとめ

18 ページ

## 3. これから日本の日本

19~25 ページ

3-1 集団的自衛権

20~22 ページ

3-2 自衛隊の扱い

23 ページ

3-3 9条改正

24 ページ

3-4 3. これから日本のまとめ

25 ページ

## わりに

26 ページ

## 使った本・資料

27 ページ

# はじめに

作ったきっかけ

社会で歴史では戦後にについて、公民では憲法について勉強しました。憲法内の人権についてはくわしくやりましたが、平和主義についてはそこまでくわしくできなかっただけで、戦後からの平和について自分なりに調べてまとめてみようと思つたからです。

最近のニュースでは西アジアの紛争やイスラム国、北朝鮮のミサイルなど、戦争になりそうなニュースが多いので、平和について改めて知ろうと思つたからです



全体を通してのテーマ

これを読めば

平和について

人一倍理解できる  
ノートを作る！

# 1. 宪法

と

# 平和

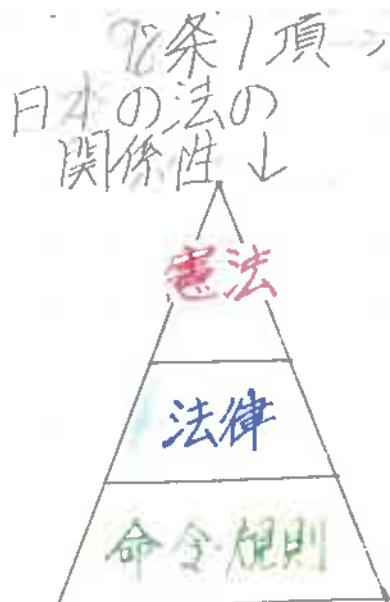
# 日本国憲法とは？

## ・日本国憲法の制定

日本への最初の憲法は「日本国憲法」ではありません。1889年、ドイツを参考にして明治天皇により發布された大日本帝国憲法が日本で最初の憲法です。その後、日本は戦争へと進んでいきます。そして1945年8月15日、ポツダム宣言を受諾し、日本は敗戦しました。日本国憲法はこの時日本を占領していたGHQによる指導の下作られ、1946年11月3日に公布、1947年5月3日から施行されました。

## ・憲法の力

憲法前文 98条1項(下図)によります。憲法は最高法規と定められており、最も強制力を持ち、法律に反する化非法は無効であるといつことです。



この憲法は、国が最高的法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及びその他に於ける行為は、全部その效力を有しない。

～日本国憲法制定までの流れ～

1889 大日本帝国憲法

↓  
1937～1941～  
1945  
8月6・9日  
日中戦争  
太平洋戦争  
広島・長崎に原爆投下

1945 8月15日  
ポツダム宣言受諾

↓  
GHQによる占領政策

・非軍事化  
・民主化

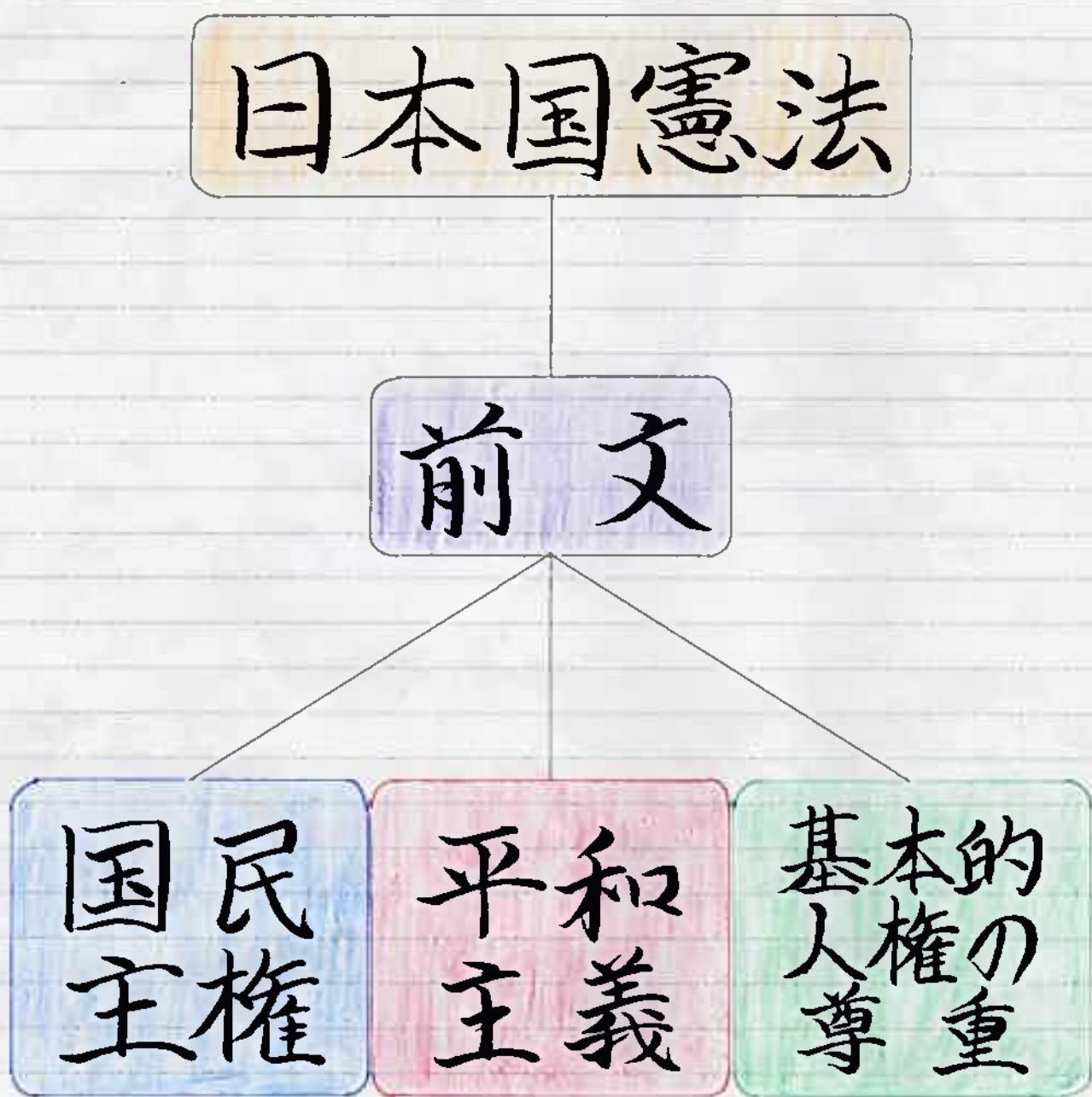
↓  
憲法改正を指示される

GHQの草案をもとに  
改正案を作成

↓  
1946年11月3日 公布  
1947年5月3日 施行

# 1-2 憲法の構成

日本国憲法の構成



## ・日本国憲法の構成(左ページ図)

日本国憲法は、前文と3つの柱…三大原理から構成されています。

・前文…1-3で詳しく解説

### ・三大原理

國民主権 → 1条

…国民が間接的、あるいは直接的に、  
国家の最終的な意思決定を行なう権力  
を有すること。

平和主義 → 9条

…侵略戦争に反対し、平和の実現を  
目指す主義のこと

基本的人権 → 11条、12条(全体的な考え方)

の尊重 …人間が、ひとりの人間として人生を  
送り、他者との関わりを取り結ぶため、  
最大限尊重されなければならない  
人権のこと。

また、左11章(天皇、戦争の放棄、国民の権利及び義務、国会、内閣、司法、財政、地方自治、改正、最高法規、補則)、全103条によて成り立っています。

# 1-3 憲法前文

## 前文

日本国民は、正当に選舉された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國もとの協和による成果と、わが国全土にわたつて自由争の惨たらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦禍が起ることのないやうにすることを決意し、憲法を確定する。この定義である。これがはるかに基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を受ける諸国民の公正と信義に信赖して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と文々から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いざれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うこととは、自國の主權を維持し、他国と対等關係に立たうとする各の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

前文、主権在民を明確にしながら、この寛容ができた経緒と、平和への決意が示されています。

### ・前文に示された平和主義

左ページの が引いてある部分が前文で平和主義が示された部分です。言葉遣いは難しいですか。初めの恒久(永遠)の平和を念願し といふ文が全体的な意味を表しています。

そして 平和を愛する諸国民のへ安全と生存を保持しようと決意した から、平和については 平和を愛してゐる諸国民を信頼して 安全と生存を保持することをえだつたり、平和についてを國民に委ねておることがわかれります。

また われらは、平和を維持し ～ 各々ある地位を占めたいと思う の最後の一文からは、日本だけではなく世界の平和を願つておることがわかれります。

### 前文の内容

#### 第1段落

「自由のもたらす悲惨を確保・基本的人権の尊重  
→再び戦争の惨禍が起ることの ... 平和主義  
ないやうにすること  
「主権が國民に存すること...國民主権  
→が、憲法の三大原理である

#### 第2段落

→上記のことおり、平和について

#### 第3段落

→政治的の普遍性  
→自國中心主義の否定

#### 第十段落

→日本國民が崇高な理想と  
目的を達成することを

## 1-4 憲法9条

第9条 [戦争の放棄、  
軍備及び交戦権の否認]

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

1条とは？

憲法全文／へ103条のうち、平和について書かれた唯一の部分。つまり、日本の平和についてがまとめられた大事な文章です。

1項

国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、～永久にこれを放棄する。

→国の宣戦布告などによつて行う戦争そしてそのような法的形式をからずに行う武力での威嚇、又は行使→永久に放棄

普通、戦争をする場合には、相手国に宣戦布告しなければならない。

前項の目的を～これを認めない

→前項の目的…戦争、武力の永久放棄のため、戦力を持たない（戦力の不保持）、交戦権を否認。

自衛隊は  
戦力にならない？

交戦権の定義

→「未の意味が  
定かではない

」をなす権利

「ものか」と、

「戦状態の國がもつ  
敵へ向かう、」領地  
りこと。」右力

に對し、論議  
収大の論議对象に  
なっている

自衛隊

→戦力、ない？

集団的自衛権

戦争、する？

# 1-5

## 1. 憲法と平和のまとめ

- 憲法の中では前文と9条で平和について書かれています。
- 前文…三大原理のうちの1つに平和主義がある。
- 9条…戦争と武力による威嚇、又行使は永久に放棄 戦力を持たず、交戦権を認めない。



まとめ  
日本は

国の最高法規である憲法の中で、

平和主義を宣言し、

戦争を永久に放棄している。

→ 平和を目指す国である  
といふことがわかりました



## 2. 国際 関係と

平和



## 2-1 日米安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、  
両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し。

また、両国の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し。

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、  
よつて、次のとおり協定する。

第一条 締約国は、……

第十条 この条約は、……

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために 岸 信介 藤山 愛一郎  
石井 光次郎 足立 正 朝海 浩一郎

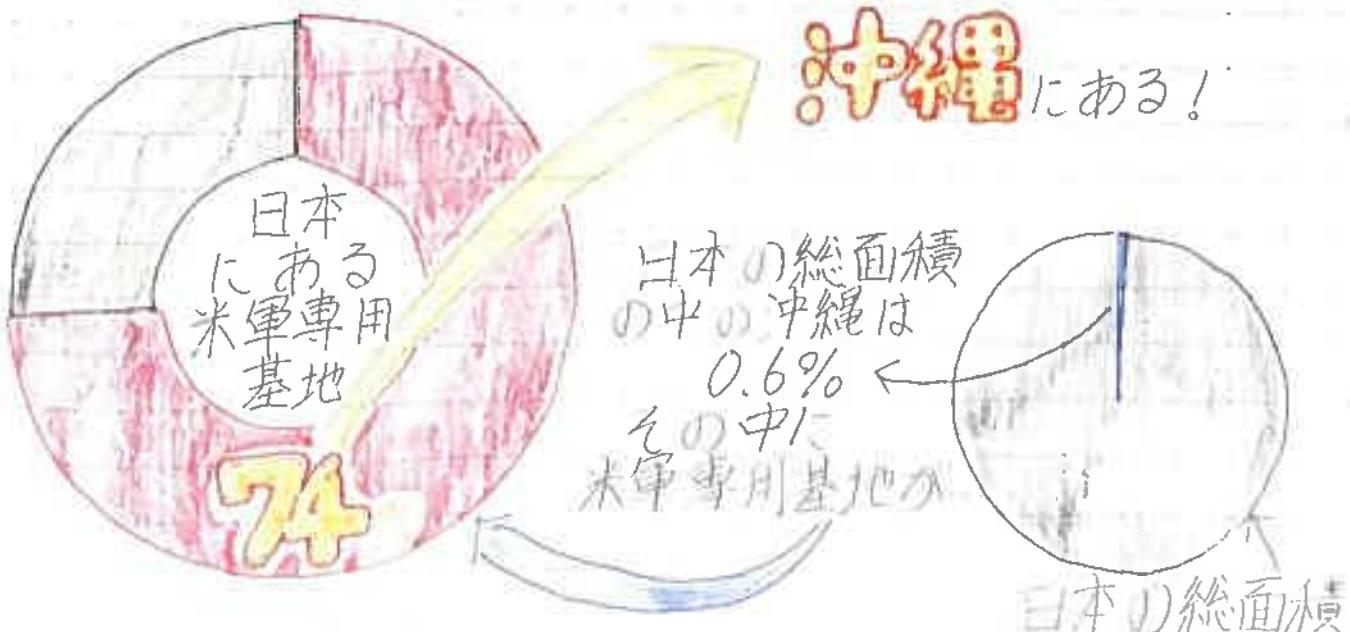
アメリカ合衆国のために クリストフ・A・ハーター  
ダグラス・マックアーサー二世  
J・グレイアム・パースンズ

日米安全保障条約 1951年9月、吉田茂内閣により調印。  
翌1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約(14ページへ 2-2)と同時に  
発効。1960年岸信介内閣により改定。

## 。半紀占領の原因

現在、沖縄にはたくさんの米軍基地が残っています。日本へ（下図）これは、の日米安全保障条約の中でも、日本へアメリカ軍駐留が認められしいるためです。ですが、日本にいるアメリカ軍は、日本の安全を守るために近づける可能性があります。アメリカが日本に基地を置くことは、そのたためにはなりません。アメリカが日本に基地を置くことは、そのたためにはなりません。アメリカがもし戦争を始めたら、基地が置かれることがあります。アメリカがもし戦争を始めたら、基地が置かれることがあります。日本は無関係とはなりません。これは集団的自衛権（20頁）とも関わってきます。

この条約は、全体的に見ると、日本に危険が迫った場合、協力してもらえるなどのことも書いてあります。そのため、悪い条約ではありませんが、もう少し国民全体が内容を理解する必要があると思います。



## 2-2 サンフランシスコ平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するため主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今まで未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第六十六条に定められ且つ既に降伏後の日本を日本法典によりて作られた安定及び福祉の条件を日本通商内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び思想を宣するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

### 第一章 平和

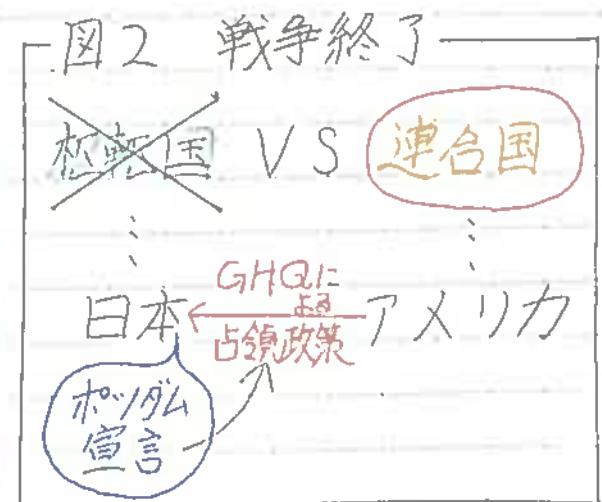
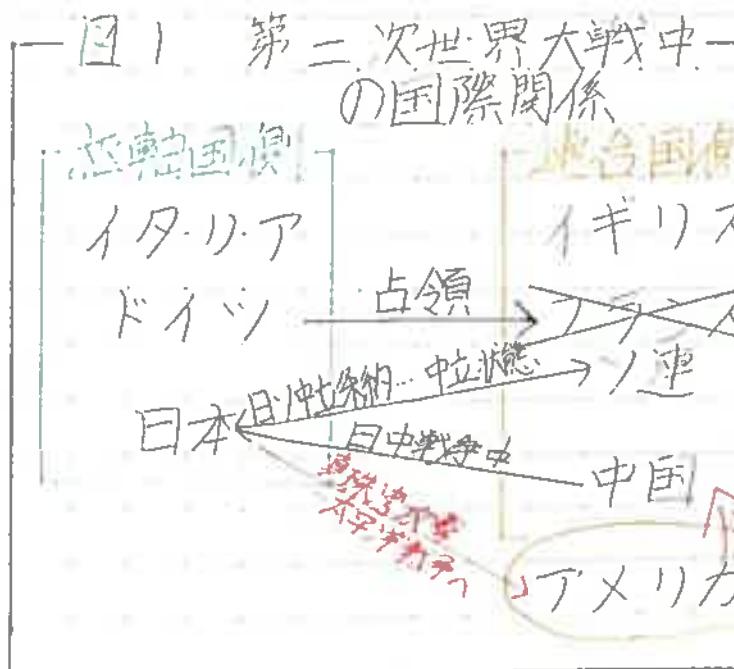
#### 第一条

(a) 日本国と各連合国との……

サンフランシスコ平和条約・1951年9月に締結し、翌1952年4月28日、日米安全保障条約(12ページ～2-1)と同時に発効。

### ・長い戦争時代の終了

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、第二次世界大戦に敗戦します。ですが、その後もアメリカのGHQによる占領政策により、日本の生活は元に戻りませんでした。(図1、図2)



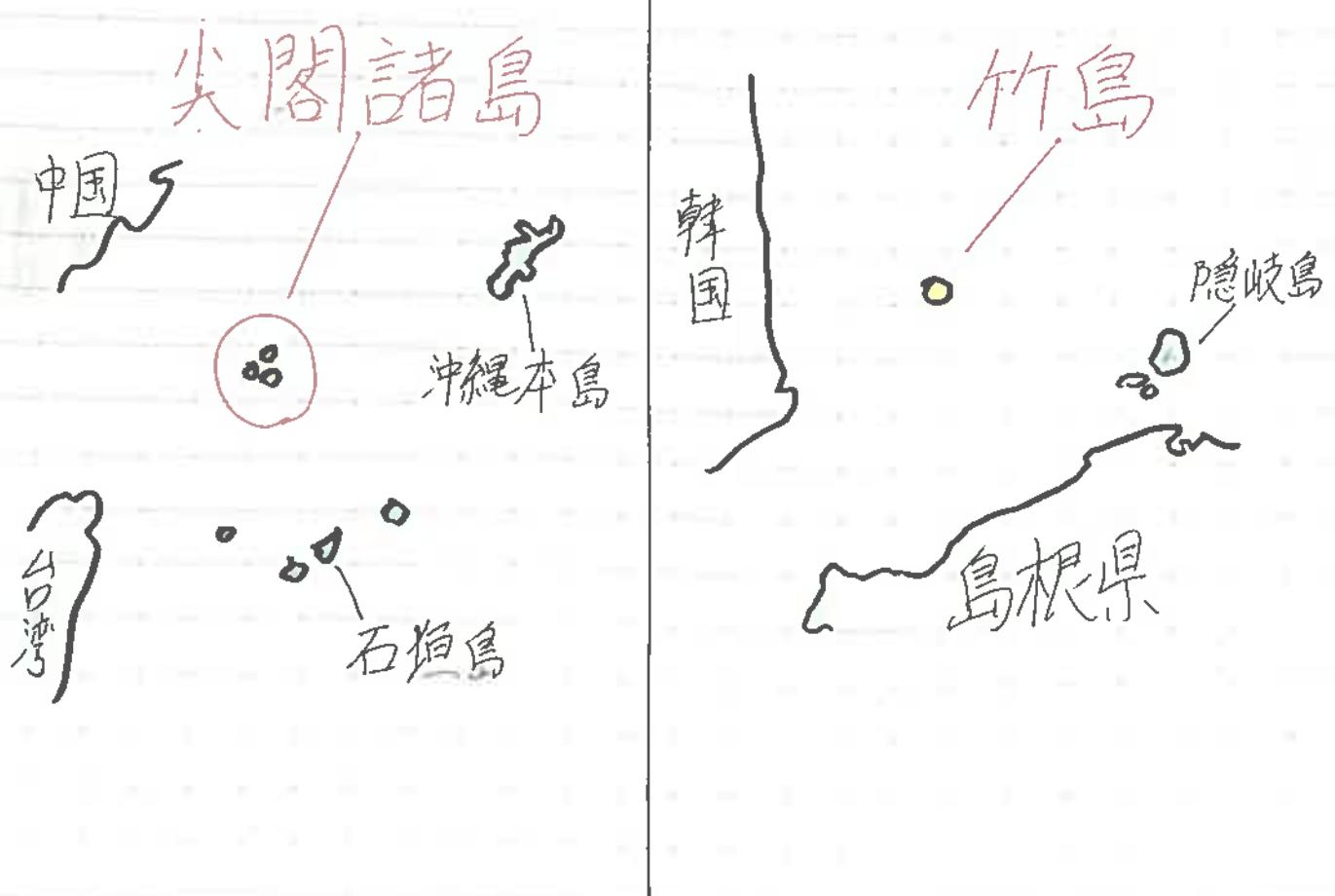
ですが、サンフランシスコ平和条約を連合国側48か国と結び、戦争状態が終了しました。

### ・条約の内容

内容は全て  
がいいわけではなく  
アメリカ  
による制限が  
ありました。→

戻す部分	戻さない部分
・占領統治の終了 →主権の回復	→一部地域で例外 (小笠原諸島 沖縄)
・連合国側との 関係回復	48か国のみ →(当事者であるソ連 中国など) → X

## 2-3 領土問題



## ・北方領土問題

日本とソ連の間の北方四島(歯舞群島、国後島、色丹島、择捉島)をめぐる問題です。第二次世界大戦終了直後、ソ連は北方四島を支配しました。しかし、1955年（昭和30年）に日ソ共同宣言によって、これらの島は日本に返還されました。その後のソ連崩壊や両国の意見の違いにより、今でもロシアの領土となることがあります。現在も、日本側が返還をすすめ続けています。

現在二つあります！

## ・尖閣諸島問題

日本と中国の間の尖閣諸島（沖縄県の石垣島の近くに浮かぶ無人島）をめぐる問題です。日本側は最初から主張していました。中国側は最初日本側と主張し、今は中国側が主張しています。1968年石垣島が豊富な資源を有するところだとして、中国のものだとななりました。これは両国が衝突する事故で起っています。

## ・竹島問題

日本と韓国（韓國名：独島トク）の間の竹島をめぐる問題です。1910年の日韓併合により、竹島は日本側に属するようになります。1953年の日韓米法条約によって、竹島は日本側のものになります。現在、竹島は日本側が主張しています。ただし、世紀の資料には、竹島は韓国側の領土だといふ記録が残っています。竹島は、両国間で緊張が高まり、解釈が異なるため、解決せん。

## 2-4 2. 国際関係と平和のまとめ

- 日本は戦争に敗戦し、アメリカに占領された。しかし、日米安全保障条約、サンフランシスコ平和条約を結び主権を回復し、平和を取り戻した。
- 現在まで戦争は起こっていない。しかし3つの領土問題が大きな課題になっている。日本は自国の領土として今でも議論が続いている。

まとめ

日本は戦後、平和とはかけ離れた生活だった。  
しかし

日米安全保障条約

サンフランシスコ平和条約により  
主権を回復、平和へと近づいた。

だが、現在でも

領土問題が続いている。  
国際的な平和を築けていない。

以上のことわかりました



3. 3月から

の  
日本



## 3-1 集団的自衛権

・集団的自衛権とは？

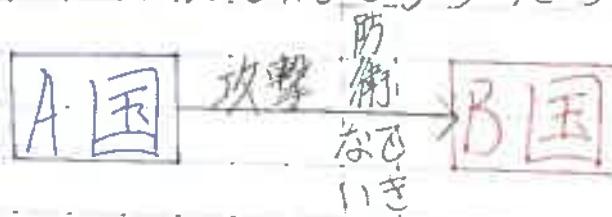
…他国が不當に攻撃や侵略されたときに助ける権利のことです。ではなぜこのような権利が認められたのでしょうか。

①集団的自衛権



原則、国際連合加盟国は武力の行使は認められていません。  
ただし、上図のよろに A 国の攻撃が違法で、B 国、C 国が正しい場合に行はれが認められます。

②もし、集団的自衛権が認められなかつたら？



A国が国際連合に加盟してなければ一方的に攻撃ができるが、B国は抵抗できず侵略されてしまう。

集団的自衛権(個別的自衛権)が認めらる。

## 集団的自衛権行使容認までの流れ

### 賛成派

日本の安全保障を取り巻く環境が変わったので必要だ!  
(北朝鮮のミサイル、中国の軍事行動の発化)  
またアメリカからも谷認を求められてい  
る。

### 反対派

今までの平和国家の歩みが覆されざる!  
憲法の解釈の変化より  
憲法の改正をするべきだ!

首相官邸の前で  
反対運動が起きる中、  
まずは強行するような形  
で閣議決定

憲法に関する  
大事なところを  
強引に変更して  
いいのか?

## 集団的自衛権行使容認へ

今までには憲法9条(8ページ1-4)の解釈に  
より認められていませんでしたが、政府が  
意向をいきなり変えたため、批判が集中し  
ました。

## ・集団的自衛権の問題点

まず、集団的自衛権を認めたため…



防衛 = 集団的自衛権を行使した場合、戦争になる？

日本の戦争の定義  
戦争 = 武力行使

自衛隊などが国際的な紛争で  
戦うこと

集団的自衛権の行使  
→相手国武装した部隊を  
派遣すること

最低限度を超えた  
武力の行使による

今まで戦争となつたが  
政府が9条の解釈を  
変えたため

しかし  
相手国からの  
反撃が日本へくるかも  
しれない

戦争にはならなくなってしまう。

## 3-2 自衛隊の扱い

### ・自衛隊は武力？

#### 自衛隊の活動

- 災害が起きた場合の救助活動
- PKO活動への参加
- 集団的自衛権行使時の武力

まず救助活動は、東日本大震災のときなどにたくさん行動しており、今年になっ乙も大雨などの災害時に活躍しています。この部分でみると国の重要な役割をしています。

次にPKO活動への参加は、他国を助けるにいくといく面では、たくさん活躍しています。ですが、助けたいくといくことは、何かしらの紛争の場合がほとんどなので、戦争に近づくおそれがあります。

最後に武力となる集団的自衛権の行使(ページへ 3-1)は、現在の自衛隊の扱いの一番の問題になってしまます。



自衛隊は国の安全と平和のために活動していますが、国の平和を奪ってしまう可能性をもつものです。簡単に廃止するわけにもいきませんが、もう一度活動について考え直す必要があると思います。

### 3-3 9条改正

なぜ改正したいのか？

9条には平和主義、そして戦争の放棄ということも大切なことが書かれています。ですが、政府が改正を求めるのは、

過去の草案は日本人が作っていいない

集団的自衛権の行使と矛盾する

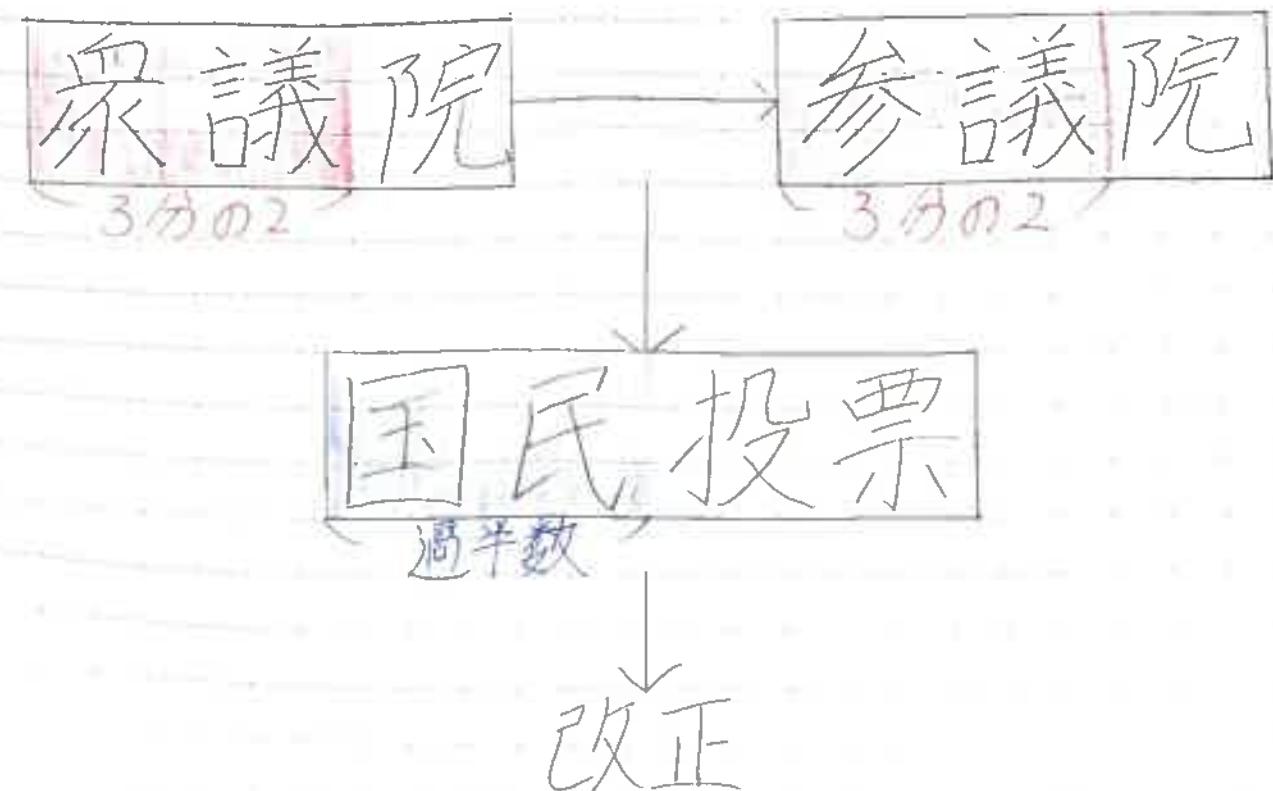
ためです。

改正には、

衆議院 → 参議院で三分の二以上の賛成

そして国民投票で投票総数の過半数が必要です。

可能性は低いですが、もし改正されてしまうと少なからず戦争に近づいてしまふと思ひます。9条は日本の平和のための大切な部分なので、改正はないべきだと思います。



3-4

### 3. これから日本のまとめ

集団的自衛権の行使が容認されたため、自衛隊がアメリカを防衛しなければならなくなつた。

集団的自衛権の行使に伴い、9条改正への動きが強まつてゐる。



まとめ

もし9条が改正される、つまり戦争への政府の考え方方が変わつてしまふと…  
今後 たくさんの国と

集団的自衛権を行使できようになるかも知れない。

自衛隊も防衛とした上で、武力と同等の行動ができる

憲法改正は日本を

→ 戦争に近づけてしまうと思ひます。

# わりに

- ・日本は戦争終了後に制定された日本国憲法により、  
平和を目指していける国だということが改めてわかった  
ました。ただその平和を表すうえで一番大切な9条を  
改正するかもしれないということもわかりました。今回調べてなか  
ったところでは、たしかに9条改正の重大さに気が付かなか  
ったと思つので、いい機会になりました。
- ・日本は戦争を1945年からずっと行わずにきています、  
ですが最近のニュースでは様々な危険なことにつけこの  
報道が増えています。今回調べた中でも領土問題など  
がありました。これからは世界との関わりにも興味を  
持とうと思えるきっかけになりました。

僕たちが大人なったとき困らないよう、  
改めて平和について学ぶのうちから  
知っておくべきだと感じました。

今回は最初に予想していませんでしたより、いい作品ができたと  
思います。これを読んでくれた人が平和について考える  
きっかけになってくれたらうれしいです。

最後まで読んでいたとき、ありがとうございました。

日本と平和について  
みなさんも一度 考えてみてください！

～感想～  
本は難しくて字が多くなりましたが自分で  
文章をつまくまく自分で図を考えて描けたのがよ  
かったです。

# た本、資料

本へ → 恵庭市立図書館 本館

- 立憲主義とは何か  
改めて知る 日本国民のための日本国憲法

編集者 太田雅幸  
コトワク情報研究所  
発行者 渡部哲治  
～清水書院へ

- 中高生からの平和憲法Q&A

著者 高田健 館正彦  
晶文社

- 最新版 図説  
よくわかる世界の紛争  
2017

編著者 毎日新聞外信部  
発行人 黒川昭良  
～中央精版～

- 雑学 3分間ビジュアル図解シリーズ 憲法

編者・発行所 PHP研究所 発行者 江口亮彦

資料へ

ネット … データベース「世界と日本」 外務省HP  
→ カンフランシス 平和条約 → 日米安全保障条約

- 教科書・公民・憲法

18歳からわかる 平和と  
安全保障のえらび方  
編者 梶原歩 城秀孝  
布施祐仁 真嶋麻子  
発行者 中川進  
～大月書店へ

- 18歳から  
集団的自衛権

発行人 野上龍二  
編集人 曾谷貴夫  
～実和出版社へ

- 一気にわかる！  
池上彰の世界情勢 2017  
トランプ政権誕生編

著者 池上彰  
発行人 黒川昭良  
～中央精版～